

2013 年 11 月 27 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 289 号 ）

# 国務院、 『国際収支統計申告弁法』を改訂 申告対象範囲の拡大を盛り込む

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2013 年 11 月 9 日付で『「国際収支統計申告弁法」の修正に関する決定』（国務院令第 642 号、以下『弁法』という）を公布しました。国際通貨基金（IMF）が 2008 年 12 月に発表した『国際収支マニュアル第 6 版』（以下『マニュアル』という）に基づいて『国際収支統計申告弁法』（中国人民銀行行長令 1995 年第 2 号）を改訂しており、2014 年 1 月 1 日より施行されます。

### □ 対外資産・負債も申告対象に

中国における国際収支統計申告は通常、外貨・人民元のクロスボーダー支払・受取を行う「中国居民」（定義は囲み参照）が決済業務を取り扱う金融機関を通じて行うこととなっており、外貨管理局が申告受理と統計業務を担当しています。

今回公布された『弁法』は、貿易決済や直接投資等のクロスボーダー取引だけでなく、中国居民の対外金融資産・負債も申告対象とすることを規定しています。これに伴い、対外金融資産・負債を有する中国居民個人に対する申告義務が明記されました。この変更は、『マニュアル』が対外資産負債残高を正式な統計に組み込んだことを踏まえたものです。

また『弁法』は、申告義務主体を国内居民から非中国居民にまで拡大しています。非中国居民による申告は、中国国内で経済取引を行った場合に必要となりますが、中国居民との取引は

### 『弁法』における「中国居民」の定義

- ✓ 中国国内に 1 年以上居留している自然人（外国および香港・マカオ・台湾地区からの留学生、医療患者、外国駐中国大使館・領事館の外国籍業務人員およびその家族を除く）
- ✓ 中国の短期出国人員（国外居留期間 1 年未満）、国外留学人員、医療患者および中国駐外国大使館・領事館の業務人員およびその家族
- ✓ 中国国内で法に基づき設立された企業事業法人（外商投資企業および外資金融機関を含む）および国外法人の駐中国機構（国際組織の駐中国機構、外国駐中国大使館・領事館を含まず）
- ✓ 中国の国家機関（中国駐外国大使館・領事館を含む）、団体、部隊

（『弁法』第 3 条）

通常、中国居民側で申告を行うため、実際に非中国居民による申告が求められるケースは限定的とみられます。

図表 1 に『弁法』の主な変更点をまとめました。

【図表 1】『弁法』改訂前後の条文比較（一部）

|            | 改訂前の条文                                                                                                                                                                                                                                       | 改訂後の条文                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申告範囲       | （第 2 条）国際収支統計の申告範囲は、中国居民と非中国居民との間で発生した一切の経済取引とする。                                                                                                                                                                                            | （第 2 条）国際収支統計の申告範囲は、中国居民と非中国居民との間で発生した一切の経済取引および <u>中国居民の対外金融資産、負債状況</u> とする。                                                                                                                                                 |
| 申告義務主体     | （第 7 条）中国居民は、遅滞なく、正確に、完全にその国際収支情報を申告しなければならない。                                                                                                                                                                                               | （第 7 条） <u>中国居民および中国国内で経済取引が発生した非中国居民</u> は、規定に基づき遅滞なく、正確に、完全に国際収支情報を申告しなければならない。                                                                                                                                             |
| 証券取引等の申告義務 | （第 9 条）中国国内の証券取引商および証券登記機構が自営または顧客を代理して対外証券取引を行う場合、国家外貨管理局もしくはその分支局にその自営および顧客を代理する対外取引および相応の収支ならびに配当、利息支払の状況を申告しなければならない。<br>（第 10 条）中国国内の取引商が先物、オプション等の方式で自営もしくは顧客を代理して対外取引を行う場合、国家外貨管理局もしくはその分支局にその自営および顧客を代理する対外取引および相応の収支状況を申告しなければならない。 | （第 9 条） <u>中国国内で登記決済、委託管理等のサービスを提供する機構および自営もしくは顧客を代理して対外証券、先物、オプション等の取引を行う取引業者</u> は、国家外貨管理局およびその分支局に対外取引および相応の収支ならびに配当、利息支払の状況を申告しなければならない。                                                                                  |
| 個人の対外金融資産  | （関連規定なし）                                                                                                                                                                                                                                     | （第 13 条） <u>対外金融資産、負債を有する中国居民個人</u> は、国家外貨管理局の規定に基づきその対外金融資産、負債の関連状況を申告しなければならない。                                                                                                                                             |
| 罰則         | （第 17 条）中国居民が本弁法に違反した場合、国家外貨管理局もしくはその分支局は情状に基づき警告、通報批判もしくは罰金を下すことができる。<br>（第 18 条）各種金融機関が本弁法に違反した場合、国家外貨管理局もしくはその分支局は情状に基づき警告、通報批判、罰金もしくは外貨業務経営許可証の没収を下すことができる。                                                                              | （第 17 条）中国居民、非中国居民が規定に基づき国際収支統計申告を行わない場合、国家外貨管理局もしくはその分支局は『 <u>中華人民共和國外貨管理条例</u> 』第 48 条の規定に基づき <u>処罰</u> を下す*。<br>（第 18 条抜粋）国家外貨管理局もしくはその分支局、銀行、取引業者および登記決済、委託管理等のサービスを提供する機構が本弁法第 16 条の規定〔＝データの秘密保持〕に違反した場合、法に基づき法律責任を追及する。 |

※ 『外貨管理条例』第 48 条「以下のいずれかの状況がある場合、外貨管理機関が是正を命令し、警告を与え、機構に対して 30 万以下の罰金に処すことができ、個人に対して 5 万元以下の罰金に処すことができる。(1) 規定に基づき国際収支統計申告を行わない場合、……(以下略)」

【日本語仮訳：中国アドバイザー一部】

\*

『弁法』の施行に合わせ、『国際収支統計申告弁法実施細則』（匯発[2003]21 号）や具体的な手続規定

の改訂が予想されます。追加情報を入手次第、随時ご案内いたします。

『弁法』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 7 ページからの中国語原文をご参照ください。

**【図表 2】中国の国際収支バランス（2013 年上半期）**

（単位：億米ドル）

| 項目           | 差額     | 貸方     | 借方     |
|--------------|--------|--------|--------|
| 一. 経常項目      | 984    | 12,788 | 11,804 |
| A. 貨物およびサービス | 1,024  | 11,544 | 10,520 |
| a. 貨物        | 1,576  | 10,577 | 9,001  |
| b. サービス      | -551   | 967    | 1,519  |
| B. 収益        | -2     | 991    | 993    |
| C. 経常移転      | -38    | 254    | 292    |
| 二. 資本および金融項目 | 1,187  | 6,877  | 5,690  |
| A. 資本項目      | 24     | 27     | 3      |
| B. 金融項目      | 1,162  | 6,850  | 5,687  |
| 1. 直接投資      | 775    | 1,475  | 699    |
| 2. 証券投資      | 241    | 454    | 213    |
| 3. その他の投資    | 146    | 4,921  | 4,774  |
| 三. 備蓄資産      | -2,036 | 6      | 2,041  |
| 四. 誤差と遺漏     | -135   | 0      | 135    |

（出所：国家外貨管理局『2013 年上半期中国国際収支報告』）

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

**【ご注意】**

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
  - （1）本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - （2）今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**国务院  
令第 642 号**

ここに『国务院による「国際収支統計申告弁法」の修正に関する決定』を公布し、2014 年 1 月 1 日より施行する。

総理 李克強  
2013 年 11 月 9 日

**国際収支統計申告弁法**

(1995 年 8 月 30 日国务院批准、1995 年 9 月 14 日中国人民銀行発布、2013 年 11 月 9 日の  
『国务院による「国際収支統計申告弁法」の修正に関する決定』に基づき改訂)

**第1条** 国際収支統計を完善化するため、『中華人民共和国統計法』に基づき、本弁法を制定する。

**第2条** 国際収支統計の申告範囲は、中国居民と非中国居民との間で発生した一切の経済取引および中国居民の対外金融資産、負債状況とする。

**第3条** 本弁法がいう中国居民とは、以下を指す。

- (1) 中国国内に 1 年以上居留している自然人で、外国および香港・マカオ・台湾地区からの国内在住の留学生、医療患者、外国駐中国大使館・領事館の外国籍業務人員およびその家族を除く。
- (2) 中国の短期出国人員（国外居留期間が 1 年未満）、国外留学人員、医療患者および中国駐外国大使館・領事館の業務人員およびその家族。
- (3) 中国国内で法に基づき設立された企業事業法人（外商投資企業および外資金融機関を含む）および国外法人の駐中国機構（国際組織の駐中国機構、外国駐中国大使館・領事館を含まず）
- (4) 中国の国家機関（中国駐外国大使館・領事館を含む）、団体、部隊。

**第4条** 本弁法は中国国内のすべての地区で適用し、中国国内で設立された保税區および保税倉庫等を含む。

**第5条** 国家外貨管理局は、『中華人民共和国統計法』が規定する手順に基づき、国際収支統計申告の組織的な実施、ならびに監督・検査の実施、国際収支状況および国際投資状況の統計・取りまと

め・公布、本弁法の実施細則の制定・改訂、国際収支統計申告表および報告表の制定・発行に責任を負う。政府の関連部門は、国際収支統計申告業務に協力しなければならない。

**第6条** 国際収支統計申告は、取引主体による申告の原則を実行し、間接申告と直接申告、逐次申告と定期申告を結合させた方法を採用する。

**第7条** 中国居民および中国国内で経済取引が発生した非中国居民は、規定に基づき遅滞なく、正確に、完全に国際収支情報を申告しなければならない。

**第8条** 中国居民は、国内金融機関を通じて非中国居民と取引を行った場合、当該金融機関を通じて国家外貨管理局もしくはその分支局に取引内容を申告しなければならない。

**第9条** 中国国内で登記決済、委託管理等のサービスを提供する機構および自営もしくは顧客を代理して対外証券、先物、オプション等の取引を行う取引業者は、国家外貨管理局およびその分支局に対外取引および相応の収支ならびに配当、利息支払の状況を申告しなければならない。

**第10条** 中国国内の各種金融機関は、その対外金融資産・負債およびその変動状況、相応の利潤・利息収支状況、ならびに対外金融サービス収支およびその他の収支状況を含め、国家外貨管理局もしくはその分支局に直接その自営する対外業務の状況を申告し、合わせて中国居民および非中国居民がそれを通じて行う国際収支統計申告活動に関連する義務を履行しなければならない。

**第11条** 中国国外で口座を開設する中国非金融機関は、国家外貨管理局もしくはその分支局に直接それが国外口座を通じて非中国居民と発生した取引および口座残高を申告しなければならない。

**第12条** 中国国内の外商投資企業、国外に直接投資した企業がある、およびその他の対外金融資産、負債がある非金融機関は、国家外貨管理局もしくはその分支局に直接その対外金融資産・負債およびその変動状況ならびに相応の利潤、配当、利息収支の状況を申告しなければならない。

**第13条** 対外金融資産、負債を有する中国居民個人は、国家外貨管理局の規定に基づきその対外金融資産、負債の関連状況を申告しなければならない。

**第14条** 国家外貨管理局もしくはその分支局は、国際収支状況について抜取調査もしくは一斉調査を行うことができる。

**第15条** 国家外貨管理局もしくはその分支局は、中国居民および非中国居民が申告する内容に対して検査、照合を行い、申告者ならびに関連機構および個人は、検査、照合に必要な資料および便宜

を提供しなければならない。

**第16条** 国家外貨管理局もしくはその分支局は、申告者が申告する具体的なデータに対して厳格に秘密を保持し、それを国際収支統計のみに用いなければならない。法律に別途規定がある場合を除き、国際収支統計人員はいかなる形式でも、いかなる機構および個人に対しても申告者が申告する具体的なデータを提供してはならない。

銀行、取引商および登記決済、委託管理等のサービスを提供する機構は、それが業務を行う過程で知った、申告者が申告した具体的なデータに対して厳格に秘密を保持しなければならない。

**第17条** 中国居民、非中国居民が規定に基づき国際収支統計申告を行わない場合、国家外貨管理局もしくはその分支局は『中華人民共和国外貨管理条例』第48条の規定に基づき処罰を下す。

**第18条** 国際収支統計人員が本弁法第16条の規定に違反した場合、法に基づき処分を下す。

国家外貨管理局もしくはその分支局、銀行、取引業者および登記決済、委託管理等のサービスを提供する機構が本弁法第16条の規定に違反した場合、法に基づき法律責任を追及する。

**第19条** 国家外貨管理局は、本弁法に基づき『国際収支統計申告弁法実施細則』を制定する。

**第20条** 本弁法は、1996年1月1日より施行する。



(中国語原文)

**国务院  
令 第 642 号**

现公布《国务院关于修改〈国际收支统计申报办法〉的决定》，自 2014 年 1 月 1 日起施行。

总理 李克强  
2013 年 11 月 9 日

**国际收支统计申报办法**

(1995 年 8 月 30 日国务院批准 1995 年 9 月 14 日中国人民银行发布  
根据 2013 年 11 月 9 日《国务院关于修改〈国际收支统计申报办法〉的决定》修订)

- 第一条** 为完善国际收支统计，根据《中华人民共和国统计法》，制定本办法。
- 第二条** 国际收支统计申报范围为中国居民与非中国居民之间发生的一切经济交易以及中国居民对外金融资产、负债状况。
- 第三条** 本办法所称中国居民，是指：
- (一) 在中国境内居留 1 年以上的自然人，外国及香港、澳门、台湾地区在境内的留学生、就医人员、外国驻华使馆领馆外籍工作人员及其家属除外；
  - (二) 中国短期出国人员(在境外居留时间不满 1 年)、在境外留学人员、就医人员及中国驻外使馆领馆工作人员及其家属；
  - (三) 在中国境内依法成立的企业事业法人(含外商投资企业及外资金融机构)及境外法人的驻华机构(不含国际组织驻华机构、外国驻华使馆领馆)；
  - (四) 中国国家机关(含中国驻外使馆领馆)、团体、部队。
- 第四条** 本办法适用于中国境内所有地区，包括在中国境内设立的保税区和保税仓库等。
- 第五条** 国家外汇管理局按照《中华人民共和国统计法》规定的程序，负责组织实施国际收支统计申报，并进行监督、检查；统计、汇总并公布国际收支状况和国际投资状况；制定、修改本办法的实施细则；制发国际收支统计申报单及报表。政府有关部门应当协助国际收支统计申报工作。
- 第六条** 国际收支统计申报实行交易主体申报的原则，采取间接申报与直接申报、逐笔申报与定期申报

相结合的办法。

- 第七条** 中国居民和在中国境内发生经济交易的非中国居民应当按照规定及时、准确、完整地申报国际收支信息。
- 第八条** 中国居民通过境内金融机构与非中国居民进行交易的，应当通过该金融机构向国家外汇管理局或其分支局申报交易内容。
- 第九条** 中国境内提供登记结算、托管等服务的机构和自营或者代理客户进行对外证券、期货、期权等交易的交易商，应当向国家外汇管理局或其分支局申报对外交易及相应的收支和分红派息情况。
- 第十条** 中国境内各类金融机构应当直接向国家外汇管理局或其分支局申报其自营对外业务情况，包括其对外金融资产、负债及其变动情况，相应的利润、利息收支情况，以及对外金融服务收支和其他收支情况；并履行与中国居民和非中国居民通过其进行国际收支统计申报活动有关的义务。
- 第十一条** 在中国境外开立账户的中国非金融机构，应当直接向国家外汇管理局或其分支局申报其通过境外账户与非中国居民发生的交易及账户余额。
- 第十二条** 中国境内的外商投资企业、在境外有直接投资的企业及其他有对外金融资产、负债的非金融机构，必须直接向国家外汇管理局或其分支局申报其对外金融资产、负债及其变动情况和相应的利润、股息、利息收支情况。
- 第十三条** 拥有对外金融资产、负债的中国居民个人，应当按照国家外汇管理局的规定申报其对外金融资产、负债的有关情况。
- 第十四条** 国家外汇管理局或其分支局可以就国际收支情况进行抽样调查或者普查。
- 第十五条** 国家外汇管理局或其分支局有权对中国居民和非中国居民申报的内容进行检查、核对，申报人及有关机构和个人应当提供检查、核对所需的资料和便利。
- 第十六条** 国家外汇管理局及其分支局应当对申报者申报的具体数据严格保密，只将其用于国际收支统计。除法律另有规定外，国际收支统计人员不得以任何形式向任何机构和个人提供申报者申报的具体数据。



银行、交易商以及提供登记结算、托管等服务的机构应当对其在办理业务过程中知悉的申报者申报的具体数据严格保密。

**第十七条** 中国居民、非中国居民未按照规定进行国际收支统计申报的，由国家外汇管理局或其分支局依照《中华人民共和国外汇管理条例》第四十八条的规定给予处罚。

**第十八条** 国际收支统计人员违反本办法第十六条规定的，依法给予处分。

国家外汇管理局或其分支局，银行、交易商以及提供登记结算、托管等服务的机构违反本办法第十六条规定的，依法追究法律责任。

**第十九条** 国家外汇管理局根据本办法制定《国际收支统计申报办法实施细则》。

**第二十条** 本办法自 1996 年 1 月 1 日起施行。